

食安輸発1121第3号  
平成24年11月21日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### オーストラリア産オレンジの取扱いについて

このたび、検疫所のモニタリング検査において、オーストラリア産生鮮オレンジから基準値を超える防ばい剤イマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり対応することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

#### 記

1. VITOR MARKETING PTY LTDが輸出又は包装したオーストラリア産オレンジについて、今後、輸入者に対し、防ばい剤イマザリルに係る自主検査を指導するとともに、以後、継続的に輸入される場合にあっては、定期的な自主検査を指導すること。
2. その他のものについては、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年11月20日付け食安輸発1120第1号）に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。

#### (参 考)

1. 品 名：生鮮オレンジ
2. 生産国：オーストラリア
3. 輸 出 者：VITOR MARKETING PTY LTD
4. 検査結果：イマザリル 0.0059 g/kg、0.0064 g/kg（基準値：0.0050 g/kg）
5. 検 疫 所：大阪検疫所(届出受付番号：第61022031460号1欄、第61022031490号1欄)